

運 営 規 程

医療法人社団 葵会

介護老人保健施設 葵の園・柏たなか

介護老人保健施設 葵の園・柏たなか運営規程

第1章 事業の目的及び運営方針

(趣旨)

第1条 この運営規程は、医療法人社団葵会の開設する介護老人保健施設 葵の園・柏たなか（以下、「施設」という。）が介護保険法に基づく介護保健施設サービス、及び指定通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護、介護予防短期療養介護のサービスを提供するに当たり、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）第8章及び第10章に定める規定並びに「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第40号）、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第35号）第8章及び第10章の規定によるもののほか、運営に関する規程を定め、もって事業の適正運営を図るものとする。

(事業の目的)

第2条 加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要支援、要介護状態等となり介護、機能訓練並びに看護及び医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保健施設サービス、指定通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護のサービスを提供し、もって保険医療の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 各サービス事業の運営方針は、次のとおりとする。

(1) 介護保健施設サービス

- 一 施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下における看護、介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることとともにその者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。
- 二 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。
- 三 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、及び他の介護保健施設、保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(2) 指定通所リハビリテーション

利用者が経過的要介護状態等になった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

(3)介護予防通所リハビリテーション

利用者が要支援１、２の状態になった場合においても、その人の生活・人生を尊重し、生活機能の維持・向上を積極的に図り、できる限り自立した生活を送れるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の自立支援を図るものとする。

(4)指定短期入所療養介護

利用者が経過的要介護状態等になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医学的管理の下における看護、介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。

(5)介護予防短期入所療養介護

利用者が要支援１、２の状態になった場合においても、その人の生活・人生を尊重し、生活機能の維持・向上を積極的に図り、できる限り自立した生活を送れるよう、医学的管理の下における看護、介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより療養生活の質の向上・自立支援及び利用者に家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。

第２章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第４条 各サービス事業の職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

職 種	介護保健施設サービス 短期入所療養介護 介護予防短期 入所療養介護		通所リハビリテーション 介護予防通所リハビ リテーション		職 務	備考 (兼務等の状 況)
	常 勤	非常勤	常 勤	非常勤		
管 理 者 (施設長)	人 1	人	人 1	人	施設、職員及び業務 の管理	医師を兼務
薬 剤 師					薬の調剤	業務委託
看護職員	10 以上				利用者の看護	
介護職員	25 以上		2 以上		利用者の介護	
支援相談員	1 以上				利用家族の相談援助	
理学療法士 作業療法士	2 以上		1 以上		機能回復訓練の実施	入所と通所 の兼務
管理栄養士	1				利用者の栄養管理	
介護支援専門員	1 以上				ケアプラン策定	
調 理 員					入所者の食事調理	業務委託
事務職員	2 以上				事務全般	
その他職員						
合 計	44 以上		3 以上			
〔非常勤の員数 は、常勤換算後 の員数で記入〕						

第3章 利用定員

(定員)

第5条 各サービス事業の定員は、次のとおりとする。

- (1) 介護保健施設サービス 100名(10ユニット各10名)
(指定短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護含む)
- (2) 指定通所リハビリテーション 30名
(介護予防通所リハビリテーション含む)

第4章 サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第6条 施設は、サービスの提供の開始に際して、利用申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、従事者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して十分な説明を行い、同意を得る。

(サービスの内容)

第7条 各サービスの事業内容は、次のとおりとする。

1. 介護保健施設サービス
 - 一 医療・看護・介護の各サービス
 - 二 入 浴
 - 三 機能訓練
 - 四 食 事
 - 五 相談援助(入所者及び家族への助言援助)
 - 六 レクリエーション、家族との交流
 - 七 栄養管理
 - 八 口腔衛生の管理
2. 指定短期入所療養介護
前号に定めるサービス及び送迎サービス
3. 介護予防短期入所療養介護
前号に定めるサービス及び送迎サービス(送迎が必要となる場合)
4. 指定通所リハビリテーション
 - 一 医療・看護・介護の各サービス
 - 二 入 浴
 - 三 機能訓練
 - 四 食 事
 - 五 相談援助(入所者及び家族への助言援助)
 - 六 送迎サービス
5. 介護予防通所リハビリテーション
前号に定めるサービス

(サービスの取扱い方針)

第8条 利用者の心身の状況に応じて、適切な処遇を行う。

- (1) サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- (2) 従業者は、サービスの提供に当たって、入所者またはその家族に対して、必要事項をわかりやすく説明する。
- (3) 利用者本人または他の利用者等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- (4) 前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (5) 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - 一 対策を講じる委員会の開催及び従業者への周知 3月に1回以上
 - 二 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - 三 身体拘束等の適正化のための従業者への研修 入職時＋年2回以上
- (6) サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(利用料その他の費用)

第9条 各サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に準ずる額とする。

- (1) 法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に入所者から支払を受ける利用料の額と、厚生大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- (2) 前2項のほか、利用者が負担することが適当と認められる費用は別表1のとおりとする。
- (3) サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対してサービスの内容・費用について事前に文書で説明した上で、支払いの同意を得る旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(食事の提供)

第10条 食事の時間は、おおむね以下のとおりとする。

- (1) 朝食 午前 8時00分から
- (2) 昼食 午後12時00分から
- (3) 夕食 午後 6時00分から

第5章 営業日及び営業時間

(指定通所・介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間)

第11条 指定通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、12月31日～1月3日は除く。

- (1) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分とする。

- (2) サービス時間 午前9時00分から午後5時00分とする
ただし、利用者が希望し管理者が必要と認めた場合は、この限りではない。

第6章 送迎及び事業の実施地域

(通常の送迎の実施地域等)

- 第12条 指定短期・介護予防入所療養介護における通常の送迎の実施地域は、施設から10km圏内とする。
- 2 指定通所・介護予防リハビリテーションにおける通常の事業の実施地域は、施設から10km圏内とする。

第7章 サービス利用に当たっての留意事項

(日課の励行)

- 第13条 利用者は、施設の日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

(外出・外泊)

- 第14条 利用者は、外出・外泊を希望する場合は、所定の手続きにより施設に届け出るものとする。

(衛生保持)

- 第15条 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力するものとする。

(禁止行為)

- 第16条 利用者は、施設で次の行為をしてはならない。
- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - (2) けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑をかけること。
 - (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
 - (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
 - (5) 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。
 - (6) 従業者への各種ハラスメント行為

(非常災害対策)

- 第17条 施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 通報、消火、避難の各訓練については、年2回以上実施し、内1回以上は夜間又は夜間を想定した訓練を行うものとする。
 - 3 施設は前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の協力が得られるよう連携に努めるものとする。

第8章 その他運営に関する重要事項

(秘密の保持等)

第18条 施設の従事者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさない。(個人情報保護規定)

- 2 退職者等が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。(個人情報保護規定)
- 3 居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得る。(個人情報保護規定)

(相談・苦情処理)

第19条 利用者からの相談・苦情に迅速かつ適切に対応するため、受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

- 2 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示を求め、または市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村からの指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。
- 3 サービスに関する入所者からの苦情に関して、千葉県国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、千葉県国民健康保険団体連合会からの指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

(業務継続計画)

第20条 感染症や非常災害の発生時において利用者に対しサービス提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画「業務継続計画」策定し、必要な措置を講じる。

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を策定する
- (2) 感染症及び災害に係る計画の具体的内容を従業員に周知するとともに、平時及び緊急時の理解の励行を行うための従業者に対する研修及び訓練を実施する。従業者に対する研修を入職時＋年2回以上開催し、訓練を年2回以上実施する。
- (3) 業務継続計画において定期的な見直しを行い、必要に応じ変更を行う。

(衛生管理等)

第21条 設備等の衛生管理に努め、衛生上必要な措置を講じると共に、医薬品・医療用具の管理を適切に行う。

- 2 感染症の発生又は食中毒の発生、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 当該施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を3月に1回以上、定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。感染流行時期はそれを勘案し必要に応じ随時開催する。
 - (2) 当該施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

- (3) 当該施設において、看護・介護職員及びその他の従業者に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施する。
従業者に対する研修を入職時＋年 2 回以上開催し、訓練を年 2 回以上実施する。
- (4) 上記に挙げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う
- (5) 感染対策担当者を設置する。

(揭示)

第 22 条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 23 条 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

- (1) 事故が発生又は再発することを防止するため、事故が発生した場合の対応と次に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
- (2) 事故が発生したとき又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び従事者に対する研修を実施する。
従業者に対する研修を入職時＋年 2 回以上開催する。
- (4) 事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(虐待防止のための措置)

第 24 条 虐待防止のための措置については、次のとおりとする。

- (1) 虐待等に対する相談窓口を設置し、それらに係る事項は居宅支援事業所、市町村等へ速やかに報告をし、適切な対応を実施する。
- (2) 虐待が発生又は再発することを防止するため、虐待が発生した場合の対応と報告の方法等が記載された虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待が発生したとき又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
- (4) 虐待防止のための委員会及び従事者に対する研修を定期的に行う。
従業者に対する研修を入職時＋年 2 回以上開催する。
- (5) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(協力病院)

第 25 条 協力病院は、次のとおりとする。

- 一 協力病院名 柏たなか病院
所 在 地 柏市小青田一丁目 3 番地 2
- 二 協力病院名 (歯科) テシマ歯科医院
所 在 地 千葉県野田市尾崎 8 4 6 - 1 6

(会計の区分)

第 26 条 各サービス事業の会計区分は、その事業ごとの会計区分とする。

(記録と整理)

第 27 条 従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 入所者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

(その他)

第 28 条 その他事項については、次のとおりとする。

- (1) 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
- (2) 施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- (3) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団葵会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程の一部を改訂し、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

この規程の一部を改訂し、令和元年 10 月 1 日から実施する。

この規程の一部を改訂し、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

この規程の一部を改訂し、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

この規程の一部を改訂し、令和 4 年 7 月 1 日から実施する。

この規定の一部を改定し、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

別表 1 サービス利用料及びその他費用 (1/1)

介護老人保健施設 葵の園・柏たなか

	介護保健施設サービス	短期入所 療養介護	通所リハビリテーション
食 費	1.利用者負担第4段階 2,150 2. 同 上 第3段階②1,360 3. 同 上 第3段階① 650 4. 同 上 第2段階 390 5. 同 上 第1段階 300	1.利用者負担第4段階 2,150 2. 同 上 第3段階②1,300 3. 同 上 第3段階①1,000 4. 同 上 第2段階 600 5. 同 上 第1段階 300	714
居 住 費	1.利用者負担第4段階 2,500 2. 同上 第3段階 1,310 3. 同上 第2・1段階 820	滞在費 左に同じ	
利用者の選定する 特別な食事	実 費		実 費
日用品費	実 費	左に同じ	実 費
教養娯楽費	実 費	左に同じ	
喫茶教養費			実 費
文書作成料(税込)	入所証明及び利用料金等に係る証明 3,300 各種診断書及び医師の証明が必要なもの 5,500		
おむつ代(税込)			紙オムツフラット 165(枚) 紙オムツパンツ 165(枚) 尿取りパット 43(枚)
理美容代	実 費	実 費	実 費
電気代(税込)	220	左に同じ	

単位： 円/1日

*上記別表内、居住費について角部屋は2,600円とする。

*上記別表内、居住費の第1、2段階については令和6年8月1日より880円に改正

*上記別表内、居住費の第3段階については令和6年8月1日より1,370円に改正

日用品費は、入浴用シャンプー・石鹸・歯磨き粉・洗剤・ティッシュペーパー等の代金をいう。
 教養娯楽費は個別のレクリエーション、催し物等を行うに際してのクレヨン・紙その他の費用をいう。

*その他利用者の希望に応じて、サービスを提供する場合は、その同意のもと積算を明らかにして実費相当の負担を求めるものとする。